

令和3年度 第10回 常設審議委員会 次第

【メモ】

日時 令和 4年 2月17日(木)

場所 第二水産ビル 4F 会議室

1 諮問・意見聴取

- 1) 農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第4項の規定に基づく諮問について
- 2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 3) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報 告

- 1) 令和4年度 農林水産予算概算決定について
- 2) 令和4年度 税制改正大綱について
- 3) その他

次回 令和3年度第11回常設審議委員会は、令和 4年 3月16日(水曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4F 会議室です。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

【農業委員会関係】	予算額	前年度比較	【スマート農業関係】	予算額	前年度比較
農業委員会交付金	4,718百万円	⇔	スマート農業の総合推進対策	1,404百万円	↑ 45百万円
機構集積支援事業	2,987百万円	↑ 196百万円	スマート農業の総合推進対策 (R3補正)	4,850百万円	↑ 4,895百万円
農地利用最適化交付金	5,100百万円	↓ 76百万円	情報通信環境整備対策	9,752百万円	↓ 53百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金	523百万円	⇔	(※ 農山漁村振興交付金の内数)		
農地調整費交付金	57百万円	⇔			
農林水産省地理情報共通管理システムの開発 (eMAFF地図の開発)	813百万円	↑ 596百万円			
【農地バンク関係】	予算額	前年度比較	【人材関係】	予算額	前年度比較
農地中間管理機構事業	3,517百万円	↑ 383百万円	新規就農者育成総合対策	20,700百万円	↑ 199百万円
遊休農地解消緊急対策事業	516百万円	新規	人・農地等情報マッチング推進総合対策	12,344百万円	↑ 7,512百万円
機構集積協力金交付事業	1,085百万円	↓ 2,400百万円	経営継承・発展等支援事業	100百万円	↓ 1,403百万円
機構集積協力金交付事業 (R3補正)	5,000百万円	↑ 2,600百万円	女性が変わる未来の農業推進事業	85百万円	⇔
			外国人材受入総合支援事業	359百万円	↓ 10百万円
【経営関係】	予算額	前年度比較	【法人関係】	予算額	前年度比較
経営所得安定対策	281,450百万円	↑ 9,567百万円	農業経営法人化支援総合事業	514百万円	↓ 24百万円
水田活用の直接支払交付金	305,000百万円	⇔			
水田リノベーション事業 (R3補正)	42,000百万円	↑ 13,000百万円			
甘味資源作物生産支援対策	11,087百万円	↓ 45百万円			
酪農経営安定対策	43,700百万円	⇔			
環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策	6,979百万円	↑ 931百万円			
収入保険制度	18,418百万円	↑ 723百万円			
【基盤整備事業関係】	予算額	前年度比較	【その他】	予算額	前年度比較
農業農村整備事業	332,162百万円	↑ 425百万円	鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	2,053百万円	↑ 1,008百万円
農地耕作条件改善事業	24,790百万円	⇔	家畜衛生等総合対策 (獣医師の確保等)	262百万円	↑ 1百万円
農山漁村地域整備交付金	9,752百万円	↓ 53百万円	特殊自然災害対策施設緊急整備事業	300百万円	⇔
【人・農地プラン関係】	予算額	前年度比較			
人・農地将来ビジョン確立実現支援事業	300百万円	新規			
農地利用効率化等支援交付金	2,050百万円	新規			

※ 各事業の詳細については、農林水産省HPで確認してください。

## 令和4年度税制改正大綱について

## 令和4年度 税制改正要望（農林水産省：令和3年8月） と 改正の方向

税目	要請内容	税制改正大綱
登録免許税	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2.0% ⇒ 1.0%）の2年延長	2年延長
固定資産税 都市計画税	農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）の2年延長	2年延長
固定資産税	認定就農者に利用させるため農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）の2年延長	2年延長
複数税目	人・農地など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置	800万円控除・1,500万円控除・2,000万円控除などの取り扱い



## 【令和4年度税制改正大綱】（令和3年12月10日）

農業経営基盤強化促進法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。（次の①から③までの措置については、法人税についても同様とする。）

- ① 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除における農用地利用規程の特例に係る措置について、地域農業経営基盤強化促進計画（仮称）の特例に係る事項が定められた **地域農業経営基盤強化促進計画（仮称）** の区域内にある農用地に係る措置に改組する。
- ② 特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合について、その **農用地が地域農業経営基盤強化促進計画（仮称）の区域内にある場合に限定する。**
- ③ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除における農用地利用集積計画に係る措置について、農用地区域内にある土地等を **農用地利用集積等促進計画（仮称）** の定めるところにより譲渡した場合の措置に改組する。

- 法定化後の人・農地プラン ⇒ 「地域農業経営基盤強化促進計画」
- 農地バンク法へ統合後の農用地利用集積計画・農用地利用配分計画 ⇒ 「農用地利用集積等促進計画」
- 法改正後の農地保有合理化事業 ⇒ 「人・農地プラン」に定められた区域内の農用地に限定。